

# 労災保険

令和元年10月時点

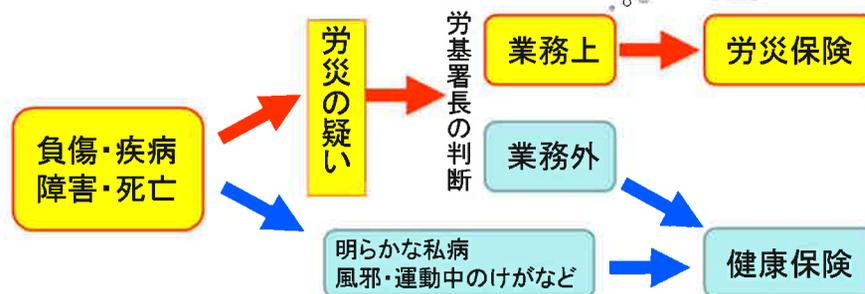
## 安全+第一



# 労災保険

～労災保険と健康保険～

通勤災害も含みます



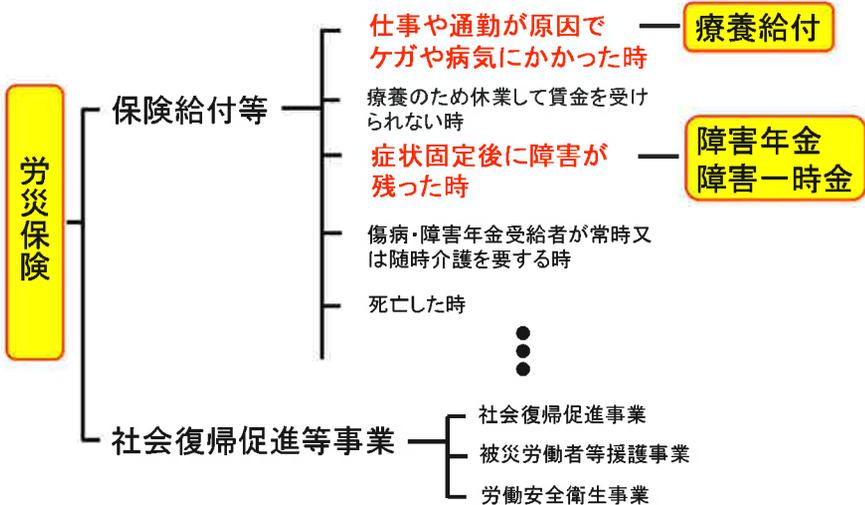
通勤災害: 住居と就業場所との往復  
就業場所から他の就業場所への往復  
単身赴任先住居と帰省先住居との移動

合理的な経路・方法での移動であること。逸脱や中断は通勤とは認められない

# 労災保険

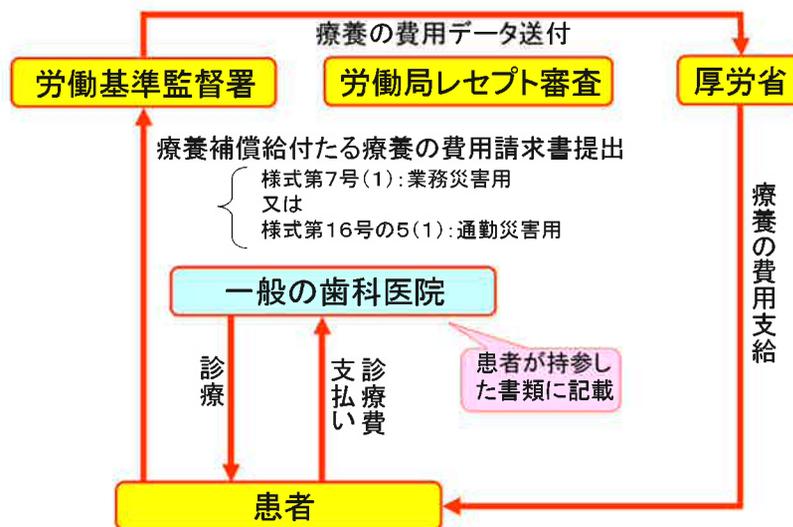
～労災保険と歯科治療～

歯科は主に  
こちら



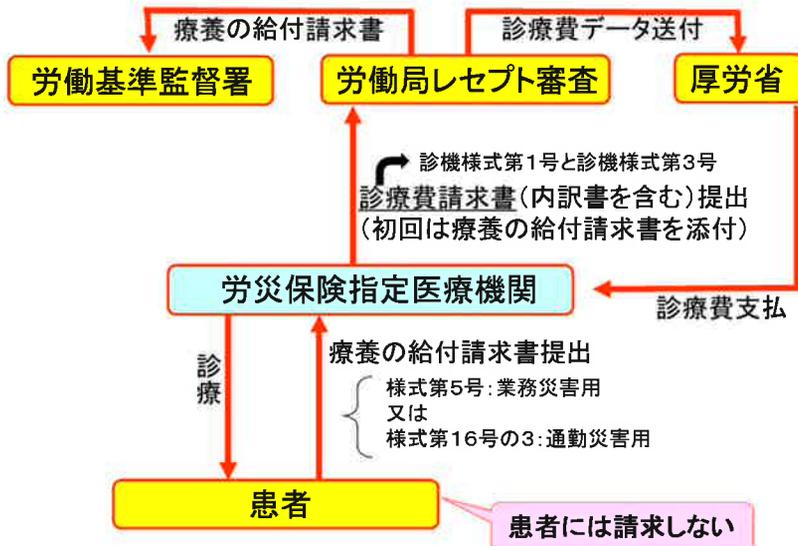
# 労災保険

～診療費の流れ(非指定医療機関)～



## 労災保険

～診療費の流れ(指定医療機関)～



5

## 労災保険

～岡山市に事業所が所在する場合の提出先～

一般の歯科医院・・・歯科医が記入、**患者が提出**

岡山労働基準監督署  
〒700-0913 岡山市北区大供2-11-20  
☎086-225-0591

労災保険指定医療機関・・・歯科医が**記入・提出**

岡山労働局労災補償課(分室)  
〒700-0984 岡山市北区桑田町1-36  
岡山地方合同庁舎1F  
☎086-206-1821

6

## 労災保険

～算定項目～

- **初診料**: 3820円  
電話再診も算定可
- **再診料**: 1400円
- **その他の算定項目**: 1点を12円として請求  
(診療報酬点数表に準拠)

【請求書】全体の摘要欄に記載又は歯科のレセプトの添付しても可

- **指導料**: 歯管・実地指の算定は不可

具体的な実務に関しては県歯発行の  
「労災保険の取扱いについて」(H26年4月改定版)をご覧ください

7

## 労災保険

～労災保険独自の算定項目～

- **救急医療管理加算**: 1250円  
同一の傷病につき初診時に1回のみ算定  
診察・投薬のみであっても算定可  
【請求書】「その他」欄に金額を記載し、その横の摘要欄に名称・金額を記載
- **初診時ブラッシング料**: 91点  
1点は12円です  
同一の傷病につき初診時に1回のみ算定  
創面が異物の混入、付着等により汚染している創面の  
治療の前処置として、**生理食塩水**、**蒸留水**、**ブラシ**等を用いて創面の汚染除去を行った場合に算定可

【請求書】摘要欄に名称・点数を記載

8

## 労災保険

～労災保険独自の算定項目～

### ●再診時療養指導管理料: 920円

再診時に療養上の指導を行った場合にその都度算定  
(食事、日常生活動作、機能回復訓練、メンタルヘルスに関する指導)

【請求書】「指導」欄に金額を記載し、その横の摘要欄に名称・金額・回数を記載

### ●療養の給付請求書取扱料: 2000円

「療養補償給付たる療養の給付請求書」様式第5号又は様式第16号の3を取り扱った場合に算定

【請求書】「その他」欄に金額を記載し、その横の摘要欄に名称・金額を記載

労災指定医療機関のみ算定可

9

## 労災保険

～証明書・診断書料(抜粋)～

ちょっと間違いかも知れませんが・・・

普段のレセプトではなく「診機様式第3号」で

### ●診療費とともにレセプトにより請求するもの

休業(補償)給付支給請求書 ……2000円  
様式第8号(業務災害用)、様式第16号の6(通勤災害用)

診断書 ……4000円  
様式第16号の2、様式第16号の11、様式第18号の(3)年金申請様式第4号に添付する診断書

患者さんが持参してきます

### ●診療費とは別に作製し請求するもの

診断書等 ……5000円

労働基準監督署長が患者について、療養の継続の可否を判断するため、診断書の提出を求めた場合の診断書

労基署から送られてきます

10

## 労災保険

～証明書・診断書料(抜粋)～

### ●患者に直接請求するもの

診断書 ……4000円

様式第10号、様式第16号の7、様式第11号  
年金通知様式7号  
介護(補償)給付請求書用

患者さんが持参してきます

患者さんは一旦支払いますが、その領収書を請求書に添付し給付を受けられます

11

## 労災保険

～障害等級(歯科関連)～

障害等級	給付の内容	身体障害
第14級	給付基礎日額	56日分 3歯以上に歯科補てつを加えたもの
第13級		101日分 5歯以上に歯科補てつを加えたもの
第12級		156日分 7歯以上に歯科補てつを加えたもの
第11級		233日分 10歯以上に歯科補てつを加えたもの
第10級		302日分 14歯以上に歯科補てつを加えたもの
第9級		391日分 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの

⋮

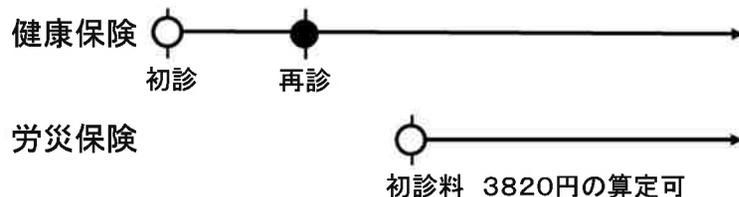
傷病が治癒(症状固定)したときに身体に障害が残った場合、障害補償給付(障害給付)が受けられる

12

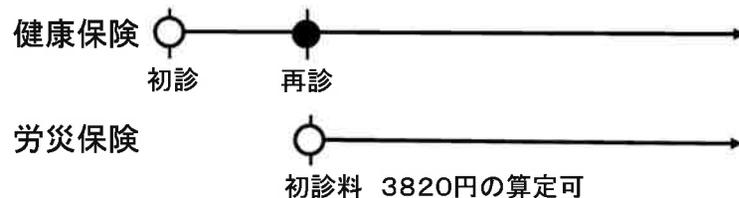
## 労災保険

～健康保険との関係～

【ケース1】健康保険と別日に労災保険の初診を行った場合



【ケース2】健康保険の再診と同一日に労災保険の初診を行った場合

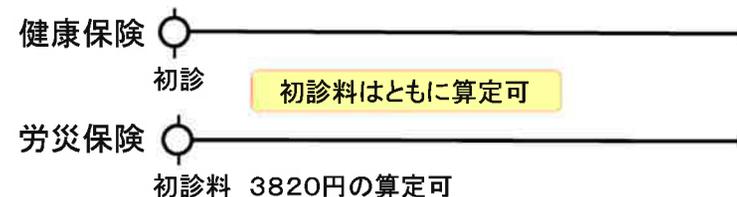


13

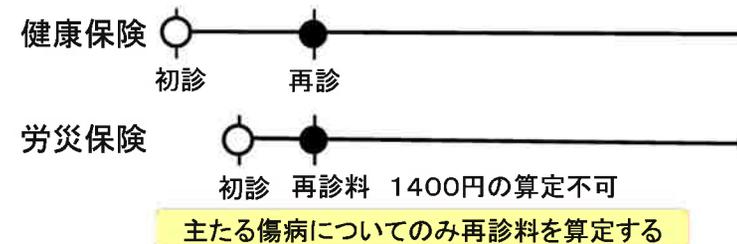
## 労災保険

～健康保険との関係～

【ケース3】健康保険の初診と同一日に、労災保険の初診を行った場合



【ケース4】健康保険の再診と同一日に労災保険の再診を行った場合



14

## 労災保険

～健康保険との関係～

【ケース5】労災保険での治療中、健康保険の初診を行った場合



「歯科点数表の解釈」(青本)によるルールです

15

## 労災保険

～労災保険指定医療機関制度～

傷病労働者が医療機関で受けた療養の費用を負担することがなく、安心して職場復帰に向けて療養に専念できる

医療機関自身も過重な医療費負担の心配をすることなく傷病労働者の早期の職場復帰に向けた療養のアシスト役を務めることができる

健康保険制度のような保険医療機関と保険医という両者の併用方式でなく、医療機関そのものを指定する制度

指定を希望する医療機関(病院・診療所など)からの申請に基づいて所轄労働局長によって指定される

16

## 労災保険

～指定医療機関の届出～

労災保険指定医療機関指定申請書(様式第1号)

病院(診療所)施設等概要書(様式第2号)

診療所開設する際の開設許可証もしくは開設届の写し

労災保険指定病院等登録(変更)報告書

歯科医師免許証の写し (診機様式第20号、第21号)

履歴書

労働保険関係成立届の写し又は労働保険概算確定保険料申告書の写し

提出・問い合わせ先

岡山労働局労働基準部 労災補償課分室

〒700-0984 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1F

☎086-206-1821

17

お疲れ様でした

18